



中 広 事 教 第 42 号

令 和 5 年 2 月 28 日

一般社団法人 木の花会

この花 KidsRoom

代表理事 佐々木 匡佑 様

中部広域市町村圏事務組合
理事長 桑江 朝千夫



令和4年度 家庭的保育事業者等指導監査（施設監査）
の結果について（通知）

先般、みだしの指導監査を実地により実施したところ、別紙（様式2）のとおり是正・改善を要すると認められるものがありますので、適切な措置を講じ、施設・事業運営の適正かつ円滑な実施に努めてください。

なお、当該口頭指導事項に対する是正改善状況報告書の提出の必要はありません。

【お問合せ】

中部広域市町村圏事務組合

広域連携課 教育保育指導監査係

担 当：山城・松田・下地・我謝・仲松・金城

電 話：098-988-7767

E-mail：kyouiku1@chubukouiki-okinawa.jp

令和4年度 口頭指導事項
家庭的保育事業者等指導監査(施設監査)指導監査結果

所在市町村名 うるま市
事業種名 小規模保育B型
事業所名 この花 KidsRoom
監査実施年月日 令和5年1月24日

指 導 内 容	備 考
1 給与規程に基づく適正な手当の支給について 貴事業所の給与規程第14条では、資格（特殊業務）手当について規定されており、保育士資格を有するパートタイム契約職員には月額3,000円支給する旨が規定されているが、監査時に確認したところ、パートタイム契約職員の保育士に対し月額2,000円の支給となっている。 <u>については、支給実態と規程との整合性を図ること。</u>	

注：当該口頭指導事項に対する回答は必要ない。